

令和2年7月29日

保護者様

大田市消費生活センター
センター長 湊 秀 樹

オンラインゲームの利用について（お願い）

平素は、大田市消費生活センターに対し、格別のご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、オンラインゲームにおける未成年者の高額課金につきましては、全国的に問題となっており、大田市消費生活センターにも、高額課金の相談が続いております。

このようなことが起こらないためにも、下記の内容にご留意いただき、オンラインゲームの利用に関してご家庭内でルール作っていただきますようお願いいたします。

記

○クレジットカードの管理について

クレジットカード会員は、カードやカード情報などを適切に管理する義務があり、クレジットカードは、家族でも貸し借りすることはできません。

保護者が子どもに自分のカードを利用させた場合、保護者の管理責任が問われ、原則、子どもが利用したゲーム代金は保護者が支払うこととなります。

○未成年者取消しについて

民法では、未成年者が保護者の同意を得ないで行った契約の申込みは、取消しができるとされています。

ただし、未成年者がうそをついて申込みを行った場合、親の同意を得て申込みを行った場合などは、取消しは認められません。

また、オンラインゲームをする時は、利用者の年齢を偽ってはいけません。

【問い合わせ先】

大田市消費生活センター（大田市役所人権推進課内）

電話0854-83-8039（直通）

受付時間：平日8：30～17：15